

平成13年9月議会に向けた
府政の運営に関する要望書

2001年8月6日

民主党・府民ネットワーク大阪府議会議員団

1 自治体の自立と分権の推進

(1) 行財政計画の策定

大阪の社会経済情勢の変化を的確に把握することにより、10年後、20年後の大阪のあるべき姿を創造するため、大阪の将来像を見据えた新しい行財政計画の策定を行うこと。

(2) 公と民との協働

単なる民営化、アウトソーシングではなく、市民活動の育成の観点をもって事業の見直しを行うこと。

国際、環境、NPO支援・ボランティア活動活性化などNPOとの協働推進プロジェクト公募事業の取り組みを踏まえ、府民、NPO団体に委託可能な事業リストを公表し、府政だよりや知事アピールなど積極的な呼びかけを行うこと。

(3) 地方自治と地方分権の確立

国から地方への抜本的な権限移譲が、さらに進められるよう国に対し強く働きかけを行うこと。

本格的な地方分権社会が到来する中で、財源移譲なき地方交付税削減に反対し、地方税財政制度改善を国に強く働きかけること。

(4) 税のあり方とインフォームドコンセント

昨年可決された銀行税、今年の法人府民税均等割の超過課税の状況や予測などを明らかにするとともに、税に対する考え方を府民に示されたい。

今日の厳しい社会経済状況の下で、安易に増税に走ることをしないよう努めること。税金の用途については完全な情報公開を行い、府民の不信感を払拭するとともに、インフォームドコンセントを確かなものとする。

(5) 広域的行政の推進と合併支援

行政サービスの充実や行財政基盤の強化等を図るため、市町村間の広域連携を積極的に推進されたい。

法の主旨を踏まえた地方分権社会の具体化を図るため、自主的・主体的な市町村合併の推進を図り中核市や特例市への移行を促進するなどにより、思い切った市町村への権限移譲を進めること。

大阪市（政令市）との各種負担金や環境、商工行政などの共同施策、組織のあり方も含め抜本的に検討すること。

2 便利で効率的な行政システム

(1) 電子府庁の実現とIT新庁舎の建設

1人1台のパソコン端末を有効に活用し、庁内の決裁システムの簡素化など業務改革に取り組み、電子府庁計画の具体化、スピードアップを図られたい。

ア 予算書のフロッピー化、CD-R化を行い、各課の情報交流と政策決定支援システムを推進すること。

イ 府立学校間LANを充実し、教育委員会での共通事務の改善を進め、学校事務の効率化を図ること。

ウ 執行部各課と議会との連絡調整にITを有効に活用すること。

総合行政ネットワークの加入を契機に、府と市町村の手続き、連絡等の電子化・IT化を推進し、自治体版ASP事業の構想を具体化すること。

府と市町村の情報システム連携による各種申請、証明書発行、施設予約など、行政のワンストップサービスをめざし、府民サービスの向上を図られたい。

住民基本台帳ネットワークシステム構築にあたり、個人情報保護政策を府内市町村とともに講じられたい。

高額な賃借料を軽減するため新庁舎建設は、PFIも含めた民間手法により早期建設できるよう取り組まれたい。新庁舎は、最新のIT技術を活用し、府内市町村とのネットワーク拠点として整備を図り、環境型モデル庁舎としても検討すること。また、現本館は歴史建築物保存の観点から、議会棟として改修・活用されたい。

(2) 行政評価と経営健全化

施策評価については、外部からの意見を聞くなど一層充実すること。

外部監査制度を活用し、各種の事業や出資法人の改革を大胆に進めること。

出資法人の見直し、統合再編を進めるとともに、民間手法を導入した経営健全化に努められたい。

短時間公務員、民間人登用、フレキシブルな雇用形態の導入、公平で成果が反映される給与体系、新人事評価制度の確立などについて、国の公務員制度改革の動向をも踏まえ検討を進めること。

3 事業の見直しと都市再生

(1) 企業局事業の収束に向けて

企業局事業については、その役割を終えたことを踏まえ、事業の廃止に際しての課題を明らかにし、全力で事業の収束に取り組むこと。

りんくうタウンや阪南スカイタウンの分譲にあたっては、競争力のある価格を設定するとともに、企業誘致のためのインセンティブの導入や販売促進体制の充実を図り、分譲収入の確保に努めること。

千里・泉北ニュータウン、堺・泉北臨海工業地帯造成など、概ね事業目的を達成した事業については、残資産の処分・引継ぎを精力的に行い、早期に事業を終結させること。

水と緑の健康都市については、当初の計画どおりに行わないこととし、地元協議を積極的に行い、府としての責任を明確にすること。

(2) 水道事業の見直し

紀の川利水にあたっては、紀伊丹生川ダムの建設以外の方法で、必要水量を確保できるよう、国土交通省、和歌山県・市との協議を行うこと。

水道事業については、引き続き、効率的な経営に努めるとともに、新規投資にあたっては、減価償却や支払利息など府水道事業の経営を圧迫しないよう、計画的に取り組まれたい。

府民に対する節水の啓発や雨水利用の研究を行うとともに、飲料水供給についての危機管理の徹底を図ること。

(3) 公共事業の見直しと負の遺産の整理

主なプロジェクトや建設事業については、事前評価を実施するとともに、実施中の面的開発プロジェクトや、鉄軌道整備については、これまで以上に厳しく点検・評価を行うこと。

安威川ダム、槇尾川ダム、紀伊丹生川ダムについて、引き続き、事業効果の検討や事業のあり方を見直し、検討されたい。

住宅供給公社の抜本的な経営の改善を図ること。また、土地開発公社については、含み損の処理を行うこと。

(4) 都市の再生

千里・泉北ニュータウンや内陸部の都市再生については、府がリーダーシップを発揮し、民間活力による整備計画を策定すること。

知事が提案した「都市再生包括交付金制度」の実現に向けて、国に対し働きかけられたい。

福祉のまちづくり条例改正にあたっては、事前協議の手続き、対象面積の拡大、ノンステップバスの導入推進など、バリアフリー施策を一層推進すること。また、条例の実効性を高めるため評価機関などの検討の場を設けること。

都市交通対策として、自転車ゾーンの整備や自動車の乗り入れ規制などの地域モデル事業を実施されたい。

景気対策の観点からも、府営住宅の必要な改修・建替え事業に万全を期されたい。また、福祉・環境の視点を踏まえた整備計画を策定されたい。

府営住宅の今後のあり方については、都市問題として位置付け、多様な階層が住めるように、入居基準の緩和、福祉活用など、地方に権限を委譲するよう抜本策を国に働きかけること。また、期限付き入居や同居夫婦のみへの名義変更など、入居資格制度の見直しについても、国に働きかけること。

府営住宅の建替えについては、老朽化の著しい府営住宅の建替えを急ぎ、高度利用により生み出された活用用地を積極的に売却すること。

地域住民の踏み切り改善の要望については、鉄道事業者との協議が長期化する場合に、改正踏切道改良促進法の知事の申出制度などを活用し、国の指定が早期に得られるよう努めること。

(5) 大阪の空港対策

関西国際空港の2期工事や1期地盤沈下対策は、円滑に事業が進むよう、国への働きかけを行うこと。

第一種空港としての関西国際空港の位置付けを明確にし、地元負担によって事業を進めることのないよう、国に強く働きかけていくこと。

ハブ空港の役割を持つ便利な関西国際空港の機能を高めるために、国による空港用地や連絡橋の買い取り、大阪空港を含むダイヤ編成などについても検討を行うよう働きかけること。

大阪国際空港の周辺対策を早急に進め、荒廃した地域の再整備を強力に取り組むこと。

4 経済の活性化と中小企業・都市農業の振興

(1) 経済の活性化と中小企業

産業再生プログラムの実効ある推進に向け、急激に変化する経済環境を把握し優先順位を常に検討すること。

大阪市との施策連携の効果を検討し、早急に具体化すること。

(2) 経済の空洞化対策

有形無形の損失が生じている在阪大手企業の本社機能並びに人員流出を阻止するため、経済団体・大阪市と協議会を立ち上げること。

(3) 中小企業の金融支援策の充実

厳しい経営環境の中、資金繰りが悪化している中小企業を支援できるよう、金融支援策を総量・利息ともに更に充実させること。

制度融資等の審査の迅速化と、大阪の経済環境を勘案した審査基準を検討すること。

支援という観点を重視し、保証人要件の緩和を図ること。

(4) 商店街の振興

超高齢社会の生活基盤となる近隣型商店街を消滅させない決意の上に支援策を講じること。

商店街が地域コミュニティの核として、環境・教育・特に地域福祉の拠点として参画できるよう、府関係各部が協力して支援策を講じること。

(5) 中小企業庁の誘致

中小企業庁誘致による大阪経済への影響を明示するとともに、1日中小企業庁の開催など、誘致の気運づくりに積極的に取り組むこと。

(6) 建設業界への指導と改革

公共事業等の分離・分割発注や中小企業への発注率の向上に努め、あわせて地元発注による地元建設企業、とくに小規模零細企業の育成を図られたい。

公正適正な入札制度への改革に着手されたい。

ア 透明性、客観性、競争性を図る観点から、多様な入札契約方式の導入など、引き続き、より実効性のある制度の確立を図られたい。

イ 「低入札価格調査制度」の適用に際しては、業者間の過当競争を助長することなく、契約内容に適合した履行の確保が行われるよう、十分配慮すること。

ウ 完成工事高と技術職員数の乖離のないよう、経営事項審査の適正化を図られたい。

発注者としての責任を明確にし、不良債権処理、構造改革に伴う大手ゼネコンの経営動向に直結した、下請け・孫請けへのセーフティーネット、育成と保護を図られたい。

ア 公共事業の元請業者に、下請け、孫請けなどへの代金支払い明細の報告を義務づけること。

イ 大阪の景気回復のため、公共事業における、雇用、下請け業者、建設部材等の調達については、府が責任ある立場で地元調達を指導すること。

(7) 都市農業の振興

大阪北部農協の不正融資問題等踏まえ、農協の経営健全化と組合員に対する経営内容の情報開示を促進するよう指導すること。

新鮮で安全な農産物を府民の身近なところで生産できるという利点を生かした府内農業の振興策を図ること。
農林関係府有施設の福祉活用やNPO活用の一層の推進を図ること。

5 雇用対策とホームレス問題への対応

(1) 雇用対策

大阪地方労働局と連携し雇用のミスマッチ解消の対策を講じるとともに、労働需給バランスを解消するために、どの産業分野で雇用吸収するのか明らかにすること。また、今年度中に6万人雇用実現の目標を具体化すること。

府立高等職業技術専門校を活用し、中高年者等の再就職支援のため、地域密着型の能力開発事業に取り組むこと。

現在府内に2ヶ所設置されている障害者雇用支援センターの設置促進に取り組むこと。また、運営支援については、国制度が十分適用されるよう必要な措置を講じること。さらに、これについて連合大阪と関西経営者協会が設置した大阪障害者雇用支援ネットワークとの連携を図ること。

中高年、障害者など就職困難層に対する地域就労支援事業を充実すること。

(2) 深刻なホームレス問題への対応

府内ホームレスに対する、抜本的な対策を確立すること。

国に対し特別法制定について強く要望すること。その中で、日雇い労働者の雇用が確保できるよう入札における標準約款の改正を、国に要望されたい。

大阪労働局、大阪市と連携し、市内3ヶ所で設置されている自立支援センター入所者などの就労、自立支援に努めること。

風倒木事業の継続など、緊急地域雇用対策事業をホームレス対策として有効活用すること。

6 個性を伸ばす開かれた学校づくり

(1) 地域に開かれた学校づくり

空き教室の地域活用を積極的に進め、地域の活力を学校に活かすとともに、地域社会教育に貢献する学校運営を進めること。

学校5日制の実施に向けて、すべての府有施設を社会教育、学校教育に活用できるよう、教育委員会と各部の検討を推進すること。

今後、児童生徒数が減少する中で、学校支援人材バンクの活用や学校協議会の設置など、子どもたちの個性を尊重する地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、教育部門における行政の福祉化、情報化、NPO化など効率的、効果的な行政をより一層推進すること。

(2) 教科書採択過程の情報公開

教科書採択を行うにあたっての各教科書の調査・研究は慎重に行い、その過程や結果を公表するよう市町村教育委員会に働きかけること。

(3) 多様な教育の保障

「夜間の学校」という定時制高校のイメージを払拭し、学校運営の形態に即した名称に変更するなど、社会の変化に応じた多様な学習ニーズに応える定時制高校の改革を推進すること。

府立高校の特色づくり、生徒の個性にあった教育を進めるため、生徒や保護者の学校選択の幅を拡大する専門高校の設置を進めること。

高校の再編整備を進める中で普通科高校の校区の見直しもあわせて検討すること。

(4) 教育条件の改善

公立学校での複数校による合同部活動を進め、競技大会にも参加できるよう、関係スポーツ団体に働きかけること。

公立高校の校舎改修を積極的に進めるとともに、各校の教育条件の調査を行い、必要な高校には冷暖房の整備などを行うこと。

(5) 私学の振興と助成

私立高校における多様なコース・学科の設置（公立の総合選択制高校に対応するもの）を奨励し、積極的な助成制度をさらに拡大すること。

私立高校の保護者負担軽減のため、授業料減免措置に対する国の助成制度の充実を求めるとともに、育英会奨学金の拡充や新たな教育融資制度を検討すること。

私立中学校、高校に対する学校5日制実施の指導を強化し、助成金削減などペナルティ制度も検討すること。

(6) 障害児教育と福祉教育

知的障害者の高校受け入れの調査研究については、本年度から府立4高校においてスタートしたところであるが、更なるノーマライゼーション社会の実現をめざし、小・中学校での普通学級への生徒の受け入れを積極的に進めるとともに、高等学校については、早期に全学区での実施を図ること。

教育、福祉、医療等が一体となった障害児やその保護者に対する相談支援体制の充実強化を図るため、市町村教育委員会の指導に努めること。

小・中学校の障害児学級に対する必要な人員配置を拡大すること。

養護学校高等部での就労訓練を重視し、学校運営や教員配置の抜本的な改革に取り組むこと。

学習障害児（LD・ADHD）についての情報提供を的確に行い、相談・指導体制などの整備を図りたい。

学校の空き教室の福祉活用を積極的に進め、府立高校における障害者福祉作業所の併設や、小・中学校での街かどデイハウスの整備を市町村に働きかけること。

府立高校での福祉教育普及をめざし、生徒対象のホームヘルパー養成研修を授業で積極的に導入すること。

養護教育諸学校における養護教員の配置比率を高めること。

小・中学校において、「学校獣医師制度」を創設し、動物愛護教育の一層の推進を図りたい。

(7) 情報教育

教育委員会におけるIT化推進のための基本計画を速やかに策定するとともに、全ての小・中学校の授業に活用できる情報教育基盤の整備とインターネットを活用した学習環境の実現を図ること。

民間活力を活用し、市町村と協力して、情報教育リーダーの育成などを推進されたい。

教育用のインターネット接続料金の低価格化や助成制度を国に対して働きかけられたい。

(8) 奨学金制度の充実

大阪府育英会の奨学金制度については、私学及び国公立大学も含め入学資金についての制度を拡充すること。あわせて、高校対象の奨学金について、上限を引き上げるとともに月額についての選択制を検討すること。

(9) 国際児童文学館の充実

大阪府立国際児童文学館の利用は、国の内外を問わず、児童文学に関する研究者をはじめ広範な分野に及んでいる。この貴重な施設を廃止することなく、わが国初の児童文学の研究、資料・情報センターとして、今後も貴重な所蔵資料の有効利用を図り、運営についての創意工夫を図りながら、利用者ニーズに対応できる施設としての充実を図ること。

7 21世紀の医療・福祉行政をめざして

(1) 介護保険実施を踏まえて

介護サービス提供事業者について、利用者への情報公開を進め、第三者評価機関についての検討を進めること。

低所得者対策の抜本的な見直し、要介護度判定ソフトの改良などについて国に強く働きかけること。ケアマネジメントについても交流をすすめ、資質向上についての対策を講じること。

施設中心の介護体系から、グループホームや街かどデイハウス事業など小規模地域分散型の介護事業を奨励し、運営面でのサポートを行うこと。

街かどデイハウス支援事業は、現行の助成を継続し、府内全中学校区に整備されたい。

自立判定であるが支援を要する高齢者へのヘルパー派遣、デイサービス、ショートステイなどのサービスを地域福祉グループ、NPOが取組めるように配慮されたい。原爆被爆者に対する介護保険の利用者負担については、福祉系サービスについても、その利用者負担額を助成されたい。

(2) 行政の福祉化基本計画の推進

公共施設の委託清掃を知的障害者の訓練の場としての活用するなど、府立農林技術センター、府立花の文化園、府営公園をはじめ各施設での障害者就労訓練事業を積極的に推進されたい。また、入札に際しては、障害者雇用を条件とできるような制度改正をすすめ、障害者雇用のモデル実施を推進すること。

(3) 少子化対策・子どもの人権確立

子どもの人権の視点に立った「子ども総合ビジョン」の見直し・強化を行うこと。児童虐待の早期発見、早期対応のため行政、教育機関やNPO法人・民間団体のネットワークを整備されたい。とりわけ、児童虐待防止活動をNPOに委託し、育成事業として取り組むこと。

0歳時保育や病後児保育、一時保育等、待機児童の解消と女性が働きやすい保育体制の充実を行うこと。

就学前児童の教育、保育については、先進自治体で「幼保一元化」の取り組みが進められている状況を踏まえ、府として将来を見据えたあり方を示すこと。さらに、公立、私立の役割分担や、幼稚園、保育所の機能については、府内各市町村の実態を踏まえ検討すること。

母子家庭や支援を要する女性に対する自立支援施策の充実に向けて、雇用・住宅など各方面の協力体制の整備を図られたい。

小児の救急患者は、子どもの数が少なくなったにもかかわらず増加傾向にあることから、夜間急病診療所や救急病院の整備など小児救急医療体制の整備・充実に努めること。

(4) 府立5病院の経営改善

府立5病院の経営において、何が高度・政策医療なのかを再度府民に明らかにし、一般会計負担金(約130億円)を精査すること。

医薬分業の徹底、薬剤・器材・衛生資材の購入コストの削減、医療職に対するマネジメント能力の啓発、業務の外部委託、職員の配置や給与のあり方を再検討するなど、体質改善を図ること。

府立5病院の医療関係職員の公務員研修の強化など、公務員倫理の徹底を図ること。

医療ミスの防止はもとより患者の満足度を高め、より良い医療の充実を図るため、チーム医療体制をより一層促進されたい。

未利用地処分の見通しを明確にすること。

8 環境リサイクル社会確立へ向けて

(1) 環境リサイクル社会の実現

循環型社会の実現に向け、環境に配慮した行政運営を推進するとともに、府内の企業、事業者に対する環境意識の啓発に努めること。

リサイクル社会の実現と都市再生の観点から、国が推進する「エコタウン構想」の実現をめざし検討を進めること。

地球温暖化対策については、地球環境保全の観点から、省エネルギーの推進と温室効果ガスの排出抑制等に努めること。

地球温暖化や環境破壊につながるオゾン層破壊を一刻も早く解消するため、フロン規制の条例制定(罰則規定も含む)を図ること。

府営住宅、公共施設での太陽光発電やごみ発電の拡充、電気・天然ガス、ハイブリッドなどクリーンエネルギー自動車の普及などに強力に取り組むこと。

グリーン購入の比率の向上など、リサイクル製品の開発に取り組む企業に対する支援を行うこと。

近郊の里山の保全を図り、人と動植物の共生の大切さを学校教育や地域活動の中で身近に体験できる方策を講じること。

(2) ごみ減量化・リサイクル事業

本年4月より家電リサイクル法が施行されたが、更なる実効をあげるため、家電製品のデポジット制度の導入を早急に図るよう国への働きかけを強めること。また、府内指定取引場所の拡大、既存の再商品化工場の活用など、大阪独自のリサイクルシステムについて検討すること。

ごみの減量化の推進にあたっては、府内各市町村と協力し、家庭ごみ収集の一部有料化やリサイクル推進の広域連携の具体化、特に分別収集の品目の統一化を検討されたい。

9 助け合いと相互理解のまちづくり

男女平等推進条例の制定にあたっては、セクハラなど直接的な差別のみならず、雇用形態や昇進など間接的な差別に対する積極的是正措置を盛り込んだものとする。また、大阪府を男女平等推進のモデル職場として、女性の幹部登用、男性の育児休業取得などを推進すること。

DV(ドメスティックバイオレンス)については、民間シェルター、警察行政、担当課を含む緊急かつ有効な相談体制をつくること。また、民間シェルターに対して育成策を講じるとともに、防止から被害者の自立支援までの施策を確立すること。定住外国人の地方参政権実現を国に粘り強く働きかけること。また、急増する帰国・渡日外国人(ニューカマー)の子どもたちに対する学校教育での受け入れ支援策を行うこと。

大阪教育大学付属池田小学校事件に端を発した精神障害者に対する偏見・差別の助長傾向を解消し、社会復帰を促進するなど、各種保健福祉施策の充実を図ること。ハンセン病国家賠償請求訴訟の判決を踏まえ、これまでのいわれなき差別や偏見に苦しまれた元患者の皆さんに対して、国の動向も注視しながら、府としての支援策を講じるとともに、ハンセン病に関する正しい知識の普及、啓発を図ること。

10 安全・安心なまち大阪

大阪教育大付属小学校での児童殺傷事件、全国ワーストワンのひったくり件数や少年犯罪の多発など、大阪のイメージは低下しているところである。これらの事件に起因する大阪のマイナスイメージを払拭するため、関係機関との連携のもと、安全、安心なまち大阪の実現に向け、全力をあげて取り組まされたい。

犯罪の発生を未然に防ぎ、府民の安全を守り、親しまれ信頼され、地域に密着・一体となった交番活動の推進を図ること。

大阪市内を中心に深刻化する違法駐車問題の解消を図るため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を展開し、府民の交通モラル向上に努めるとともに、違法駐車を取り締まりを専門とした「駐車違反取締官」の創設を国に求めるなど、駐車秩序の回復に努めること。

自転車の運転マナー向上のための対策に取り組むこと。